

群馬大学生体調節研究所地域連携推進委員会規程

平成 28 年 6 月 7 日 制定

(設 置)

第 1 条 群馬大学生体調節研究所教授会の下に、群馬大学生体調節研究所地域連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域との連携推進に係る企画・立案に関すること。
- (2) 地域との連携推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他地域との連携推進に関する必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長の指名する教授 1 人
- (2) 群馬大学地域連携推進室 室員
- (3) 准教授 全員
- (4) 准教授不在の分野においては、講師又は助教

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告等)

第 6 条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。